

## W T O 農 業 交 渉 日 本 提 案 の 各 論 点 に つ い て

我が国は、多様な農業の共存のために、これら5つのポイントを踏まえ、「交渉に際しての基本的な重要事項」、「市場アクセス」、「国内支持」、「輸出規律」、「国家貿易」、「開発途上国への配慮」、「消費者・市社会の関心への対応」、「農業交渉の進め方」の各項目について提案を作成し、2000年12月21日W T O 事務局へ提出しました。

# 1. 交渉に際しての基本的な重要事項

## 日本提案のポイント

### ○UR合意の実施の検証

今回の交渉は、各国がUR（ウルグアイ・ラウンド）合意の実施に際して抱えている困難な事情やUR合意後の国際的な農業・農政を巡る事情を十分に検証した上で、各国の抱える食料政策・農業政策上の困難の解決に資するような交渉を行うべきです。

### ○世界的な農政上の課題としての農業の多面的機能、食料安全保障の追求

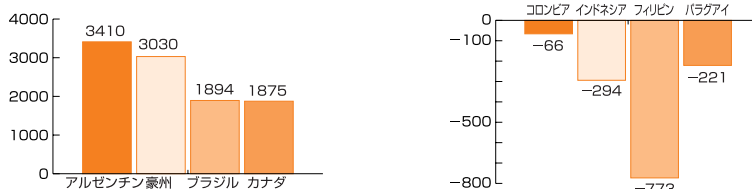
21世紀において様々な国や地域における多様な農業が共存できる時代を実現し、人類の生存に不可欠な食料の安定供給を確保するため、農業の多面的機能、食料安全保障の追求を世界的な農政上の課題として認識した交渉を行うことが必要です。

## ★UR合意以降の世界の農業・農政を巡る主な状況

### ア 農産物貿易から受ける恩恵の不公平

UR合意以前（1991-94年）とUR合意後（1995-98年）の比較（単位：百万ドル）

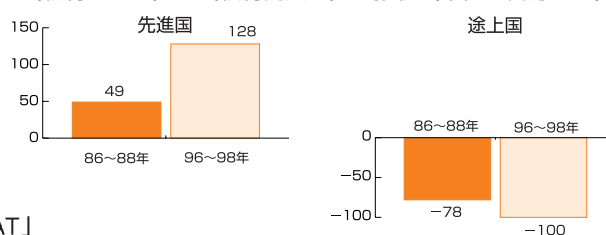
ケアンズ諸国のうち農産物純輸出額が増加した国 ケアンズ諸国のうち農産物純輸出額が減少した国



資料：WTO

### イ 先進国の食料過剰と途上国の食料不足がさらに拡大

（穀物生産量）－（穀物需要量）の推移（単位：百万トン）



資料：FAO「FAOSTAT」

### ウ 農業経営の悪化に対応するための追加的な保護政策の実施

米国では最近の穀物価格の低迷、自然災害等による農家への経済的損失を緩和するため、3回にわたり追加的な農家救済策を導入せざるを得なくなりました。

また、カナダでも穀物価格の低迷に苦しむ農家経済を支援するため、農業所得災害支援計画を導入しています。

### エ 遺伝子組換え食品等新技术の発達による新たな課題

遺伝子組換え作物の研究開発や普及が本格化し、米国においては大豆の約5割、トウモロコシの約3割が遺伝子組換え作物の作付けとなっています（1999年）。

その一方で各国において遺伝子組換え食品の表示制度が整備されています。

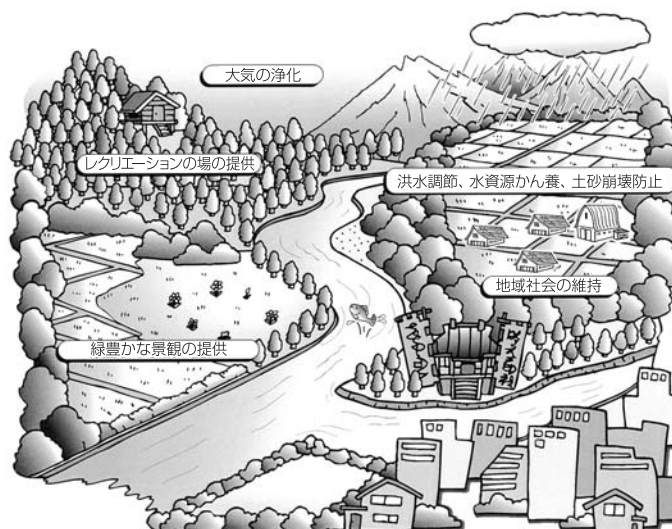
## ★農業の有する多面的機能

農業が農業生産活動に伴って農産物以外の種々の有形・無形の価値を創り出す経済活動であることを表した概念であり、貿易では決して得ることができないものです。

農業の多面的機能の概念や内容については、OECDにおいても共通の認識が形成されており、一般的に次の性格を有します。

- ①農業生産活動と密接不可分に創り出される（結合生産）
- ②対価を支払わずに享受することを排除できない（公共財）
- ③農産物市場における価格形成に反映することが困難である（外部経済）

### 〈多面的機能の例〉



## ★食料安全保障の課題

いま世界では、少数の特定国・地域の主要農産物の輸出に占める割合がますます大きくなってきています。その一方で開発途上国を中心とした栄養不足問題が長期化、深刻化しており、FAOによれば、栄養不足人口を半減する世界食料サミットの目標達成は15年遅れると予測されています。

### 途上国の栄養不足人口の予測（地域別）

上段：百万人 下段：人口に占める割合 (%)	96-98	2015	2030
サハラ以南アフリカ	186 (34)	184 (22)	165 (15)
近東・北アフリカ	36 (10)	38 (8)	35 (6)
ラ米・カリブ	55 (11)	45 (7)	32 (5)
中国・インド	348 (16)	195 (7)	98 (3)
その他アジア	166 (19)	114 (10)	70 (5)
途上国 計	791 (18)	576 (10)	400 (6)

資料：FAO「世界の食料不安の現状2000」

## 2. 市場アクセス

### (1) 関税水準

#### 日本提案のポイント

##### ○品目ごとの柔軟性を確保した適切な設定

関税水準は、品目ごとの生産・消費の実情、国際需給等を踏まえ、柔軟性を確保して適切に設定されることが必要です。

##### ○UR合意による関税化品目への配慮

特にUR合意による関税化品目については、農業の多面的機能の発揮、食料安全保障の観点も踏まえ、内外価格差や農政改革の進捗状況等に配慮した関税水準を設定することが必要です。

##### ○加工農産物の適切な関税水準

加工農産物の関税水準は、食品産業が各国の農業と一体的に発展してきた経緯から、食品産業の健全な発展に配慮したものとすべきです。

★ UR合意において、全ての国境措置が関税に置き換えられました。

従って、関税が農産物貿易に関する自然的・経済的諸条件の差異を調整する唯一正当な手段となったことから、今後ともこの機能が十分に確保される必要があります。



〈日本、長崎県南有馬町ジャガイモ畑〉

〈我が国では、UR交渉で合意した国境措置と国内支持の下で、7割が山地で急峻な地形であるという国土の条件を克服しながら農業が営まれています。

そして農業生産活動と併せて洪水の防止や景観の保全などの重要な機能が維持されているのです。〉

- ★ UR合意による関税化品目の枠外税率は、国内の生産・消費、国際需給等の状況を踏まえ、内外価格差に基づいて設定されたものです。

このような事情は今回の交渉においても十分配慮される必要があります。

〈米国やケアンズ諸国においても高関税品目は存在しています。〉

UR合意で関税化した各国における高関税品目の例

国名	品目	2000年協定税率 (インドネシア、 タイは2004年協定税率)	対平均 輸入価格比率
米国	脱脂粉乳 バター(ミルククリーム) 落花生(殻付き)	86.5セント/kg (99円/kg) 164.6セント/kg (187円/kg) 163.8%	130%程度 100%程度 ---
カナダ	脱脂粉乳 バター	201.6% 298.7%	--- ---
インドネシア	米 脱脂粉乳 砂糖	160% 210% 95%	--- --- ---
タイ	脱脂粉乳 生糸	216% 226%	--- ---

注1：税率の( )の数値は、99年平均のレート(IMF)で円換算したものの。  
(1米ドル=113.91円)

注2：対平均輸入価格比率は、基準期間(1986年~88年)の当該品目の各国における輸入価格を基に試算したものの。

〈参考〉

日本	米 バター	341円/kg 29.8%+985円/kg	490% 330%
----	----------	--------------------------	--------------

注：対平均輸入価格比率は、1996年~98年の当該品目の平均輸入価格を基に試算したものの。

## (2) アクセス数量

### 日本提案のポイント

#### ○輸出入の権利義務バランスの不均衡という基本的問題の改善

輸出国には輸出する自由、輸出しない自由が存在する一方で、輸入国には輸入する自由、輸入しない自由を認めず、一定量のアクセス機会の提供を義務付けている現在のシステムは、輸出入国間の権利義務バランスの面で均衡を欠くという基本的問題があり、改善すべきです。

#### ○品目ごとの柔軟性を確保した適切な設定

アクセス数量については、各国の農業の現状や構造改革の進展を踏まえ、柔軟性を確保して適切に設定すべきです。

#### ○基準消費量の見直しと関税化の数年遅れによる過重な代償措置の改善

公平性を確保するため、最新の消費量を勘案した基準年の見直し、関税化の数年遅れの代償措置が極めて過重であるといった観点からの改善を行うべきです。

- ★ 関税化した農産物について最低限のアクセス機会（関税が極めて低レベルでの輸入枠設定）の提供を義務付ける仕組みは、UR合意において初めて採用されました。

〈基準期間(1986～1988年)の国内消費量に対する輸入数量を基準として〉

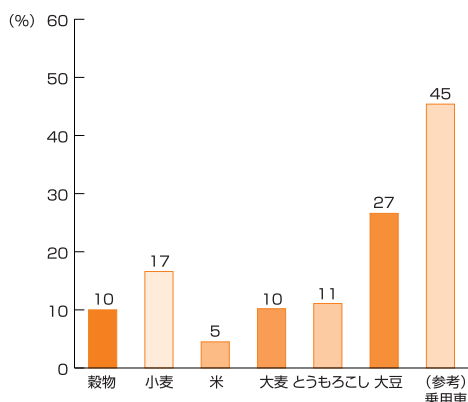
①5%未満だったものは、国内消費量の5%を最低輸入機会として提供（ミニマム・アクセス）

\*初年度については、3%以上とし、実施期間終了時（2000年）までに5%に拡大。

②5%以上のものは、その現行輸入数量の維持または拡大（カレント・アクセス）

- ★ 品目ごとの国際的な貿易構造や各国における多面的機能の発揮、食料安全保障を考慮せずに一律のアクセス数量を設定することは、国際市場における需給バランスに大きな影響を与える可能性があります。アクセス数量は、各国の農業の現状や構造改革の進展を踏まえたものとし、品目毎の国際需給の相違を考慮し、柔軟性を確保して適切に設定することが必要です。

主要農産物の貿易率（貿易量/生産量）の違い



資料：FAO「FAOSTAT」、日本自動車工業会「主要国自動車統計」  
1997年

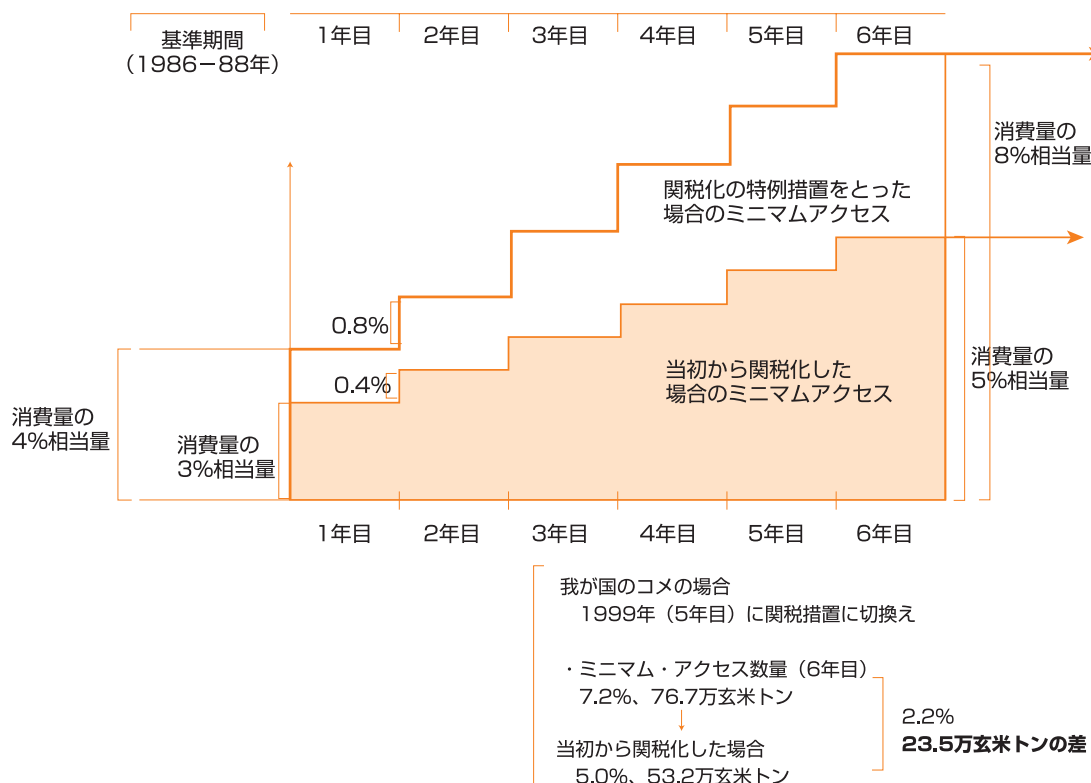
- ★ 国内消費量を基準として一定量のアクセス数量を設定した経緯を踏まえ、最新の消費量に照らして基準年の見直しをすべきです。

### 主要国のミニマム・アクセス品目の国内消費量（1人/1年/Kg）

国名	品目	86-88平均 (基準年)	96-98平均	消費量の変動 (%)
日本	コメ	66.5	61.2	▲ 8.0
米国	バター	2.1	1.8	▲11.3
カナダ	バター	3.9	2.8	▲27.6
フィリピン	トウモロコシ	22.2	7.3	▲67.1
メキシコ	トウモロコシ	133.7	128.0	▲ 4.3
E U	牛肉	22.9	19.3	▲15.6
韓国	コメ	116.9	95.2	▲18.6
スイス	豚肉、鶏肉等	84.4	71.4	▲15.4
ノルウェー	バター	4.4	2.7	▲38.3

資料：FAOSTAT

- ★ 関税化の特例措置を関税措置に切替えたにもかかわらず、加重されたアクセス数量を提供し続けることは、関税化の数年の遅れの代償措置としては極めて過重であり、公平性を欠くことから改善が必要です。





### (3) セーフガード

#### 日本提案のポイント

##### ○農産物の特殊性に配慮したセーフガードの創設

季節性があり、腐敗しやすい等の特性を有する農産物は、在庫調整が困難なため、輸入の急増により大幅な価格の下落が生じると、短期間に生産者が大きな影響を受けやすいという特徴があります。このような事態に対応するため、特別な発動基準により自動的かつ迅速に効果的な措置が発動できるセーフガードを創設する必要があります。

##### ○特別セーフガードの維持

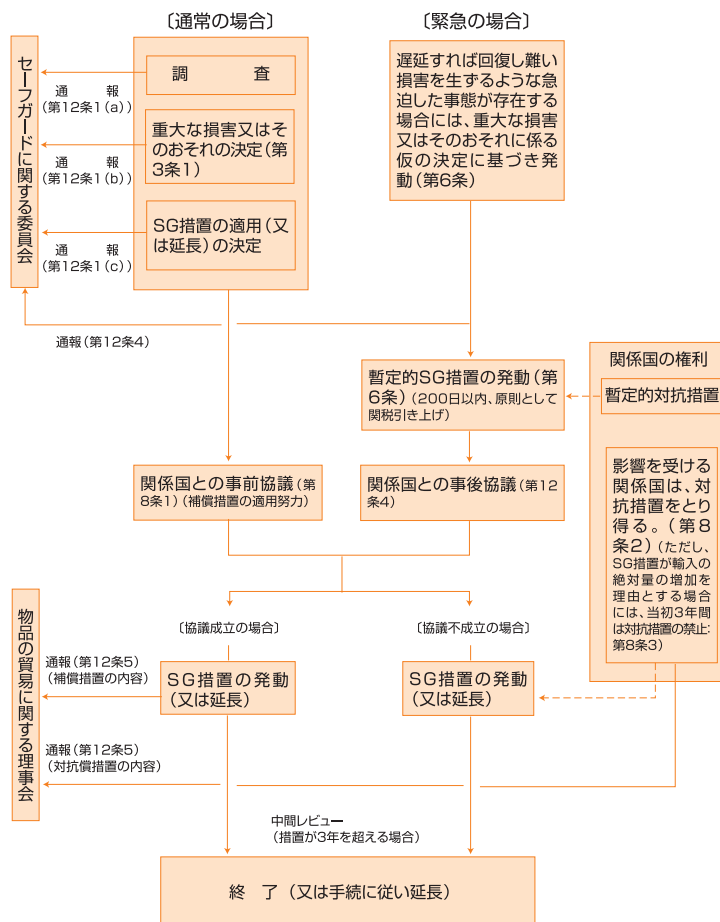
特別セーフガードはUR交渉において関税化パッケージで合意された経緯から、改革過程が継続する限り、維持することが必要です。

- ★ 一般セーフガードは、農産物に限らず全品目が対象であり、調査により輸入の急増による損害等を立証できた場合に関税引き上げや輸入制限を行うものです。その発動までには、下記のような多くの調査を行い、手続きを経る必要があることから、当然かなりの期間を要します。

#### 発動に当たって必要とされる調査項目（セーフガード協定第4条）

- ①輸入増加率、②輸入増加量、③輸入製品の国内市場占拠率及び④販売、⑤生産、⑥生産性、⑦操業度、⑧損益、⑨雇用についての水準の変化

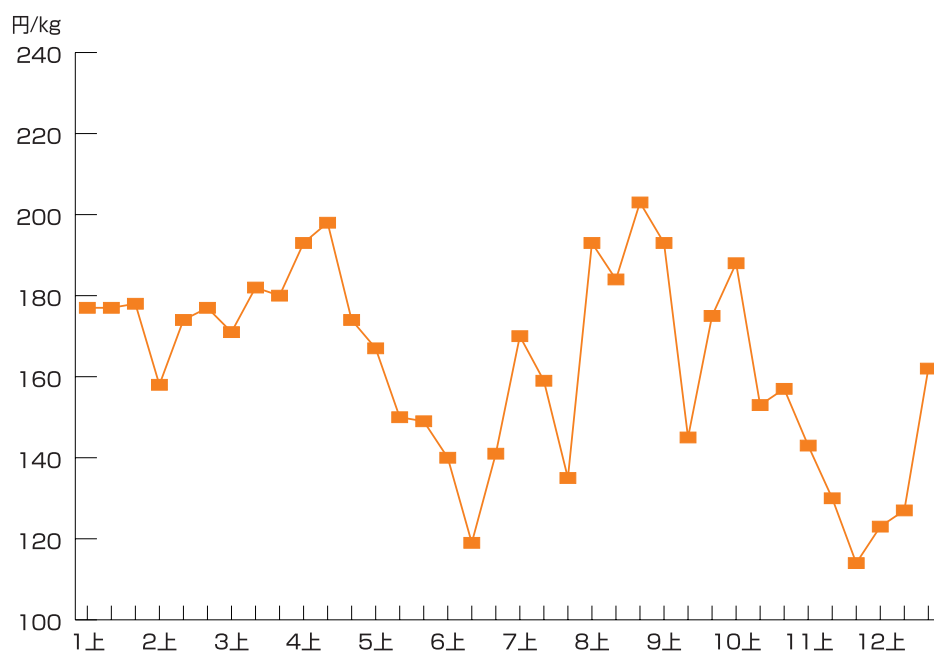
#### 一般セーフガード（SG）発動について求められるWTO協定上の手続き





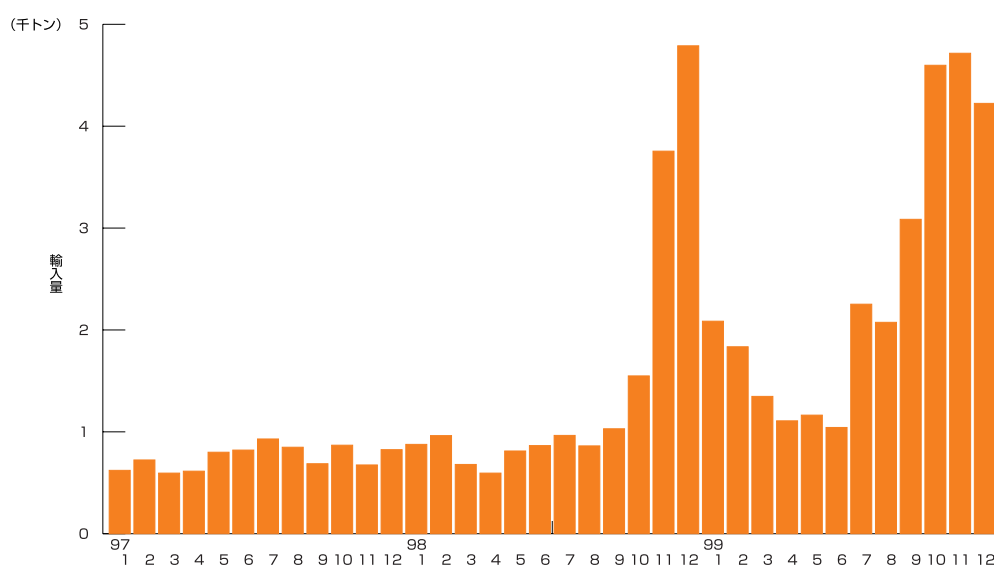
- ★ 生鮮野菜、果物などは、特定の期間に収穫が集中しやすいことや保存が難しいこと等から、価格も変動しやすく、輸入も短期間で急増する傾向にあります。こういった農産物について輸入の影響や生産者が受ける損害を調査、証明してセーフガードを発動しては間に合わないことがあります。

我が国の主な野菜（注）の旬別の価格推移（1999年）



注) 消費量が相対的に多く、国民消費上その価格の安定を図ることが極めて重要なキャベツ、きゅうり、大根、ねぎ等の14品目（東京中央卸売市場）

我が国のネギ類の輸入量の月別推移



資料：大蔵省「貿易統計」